

伝統的工芸品産業支援補助金

製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

令和5年度概算要求額 **3.6 億円** (**3.6 億円**)

事業の内容

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与します。

事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、
学校法人・コンサルタント等：1/2）

国



国指定伝統的工芸品の
製造共同組合等

補助上限額：2,000万円



【後継者・従事者育成事業】



【需要開拓事業】

- ・後継者・従事者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・需要開拓事業
- ・技術・技法の記録収集・保存事業
- ・意匠開発事業
- ・若年層等後継者創出育成事業等を実施

成果目標

補助事業者が策定する各事業計画においてKPI（新商品開発数、研修受講者数等）を設定し、そのKPIを達成する事業計画数の割合が80%以上を目指します。